

# 「太地町コロナ対策商品券」には 利用期限があります！



新型コロナウイルス感染症の流行継続に伴う地域経済への大きな影響や、コロナ禍において、物価の高騰の影響を受けた、生活者や事業者の負担の更なる軽減を目的とした、太地町コロナ対策商品券の交付を行っていますが、ご利用期限は令和5年1月15日(日)までとなっております。

令和5年1月15日(日)を過ぎますと、ご利用できませんので、期限内でのご利用をお願いします。

## 【利用期限】：令和5年1月15日(日)まで

※この期間を過ぎますと、使用することができませんので、期間中のご利用をお願いします。

## 【商品券を受け取られていない方へ】

商品券の受け取りがまだの方は、役場産業建設課窓口にてお渡しいたしますので、印鑑をご持参の上、お越しください。



お問い合わせ  
太地町役場 産業建設課  
TEL 0735-59-2335